

抗議活動についての注意喚起：当館管轄地域における外出禁止令の発出（その2）

1 当館管轄州において抗議活動が継続していますが、本6月1日、ニューヨーク市以外でも以下のとおり外出禁止令が発出されています。

(1) ニュージャージー州

- ・アトランティックシティ市：1日午後8時から2日午前5時まで（6月8日まで継続）
- ・トレントン市：1日午後7時から2日午前6時まで

(2) ペンシルバニア州

（州知事は5月31日に暴力や略奪に対処するため災害救急宣言（Disaster Emergency Declaration）を発出しました。）

- ・フィラデルフィア市：1日午後6時から2日午前6時
- ・ピッツバーグ市：1日午後8時半から2日午前6時

(3) デラウェア州

・ドーバー市：1日午後9時から2日午前6時（非常事態宣言と併せて発出、非常事態宣言が解除されるまで継続）

2 ついては、在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれては、報道等により最新の情報の入手に努めるとともに、外出禁止令の対象となっていない時間帯であっても不急不要の外出は避け、抗議活動や集会等、人が集まっている場所等を見かけた場合は決して興味本位で近づかず、その場から速やかに離れるようにしてください。また、外出禁止令が発出されている地域においては、必ず外出を控えてください。万が一、警察官から職務質問を受けた際には素直に応じるなど、警察官から指示を受けた場合には従うようにしてください。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
